

自動車型式指定規則等の一部を改正する省令新旧対照条文

○	自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）（第一条関係）	．．．．．	1
○	装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）（第二条関係）	．．．．．	4
○	共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）（第三条関係）	．．．．．	7

改正後	改正前
<p>第三条 指定を申請する者（以下「申請者」という。）は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書（第一号様式）を、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に対し、その写しを提出し、かつ、申請に係る自動車であつて運行（この項の規定による提示のためを除く。）の用に供していな いもの及び国土交通大臣が定めるところにより走行を行ったもの（第四項において「走行車」という。）を、機構に提示しなければなら ない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 車名及び型式</li> <li>二 車台の名称及び型式</li> <li>三 車体の名称及び型式</li> <li>四 申請者の氏名又は名称及び住所</li> <li>五 主たる製作工場の名称及び所在地</li> <li>六 法第七十五条第四項の検査（以下「完成検査」という。）を 実施する工場の名称及び所在地</li> <li>七 完成検査終了証を発行する事業所の名称及び所在地</li> <li>八 検査主任技術者の氏名及び経歴</li> </ol> <p>2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、第四号から第九号までを除く。）を添付しなければ ならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 自動車の構造、装置及び性能を記載した書面</li> <li>二 自動車の外観図</li> <li>三 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号） の規定に適合することを証する書面（法第七十五条の二第一項の 指定を受けた共通構造部又は法第七十五条の三第一項の指定を受</li> </ol>	<p>第三条 指定を申請する者（以下「申請者」という。）は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書（第一号様式）を、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に対し、その写しを提出し、かつ、申請に係る自動車であつて運行（この項の規定による提示のためを除く。）の用に供していな いもの及び国土交通大臣が定めるところにより走行を行ったもの（第四項において「走行車」という。）を、機構に提示しなければなら ない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 車名及び型式</li> <li>二 車台の名称及び型式</li> <li>三 車体の名称及び型式</li> <li>四 申請者の氏名又は名称及び住所</li> <li>五 主たる製作工場の名称及び所在地</li> <li>六 法第七十五条第四項の検査（以下「完成検査」という。）を 実施する工場の名称及び所在地</li> <li>七 完成検査終了証を発行する事業所の名称及び所在地</li> <li>八 検査主任技術者の氏名及び経歴</li> </ol> <p>2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、第四号から第八号までを除く。）を添付しなければ ならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 自動車の構造、装置及び性能を記載した書面</li> <li>二 自動車の外観図</li> <li>三 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号） の規定に適合することを証する書面（法第七十五条の二第一項の 指定を受けた共通構造部又は法第七十五条の三第一項の指定を受</li> </ol>

けた装置については、当該指定を受けたことを証する書面)

四 完成検査の業務組織及び実施要領並びに自動車検査用機械器具の管理要領を記載した書面

五 法第四十一条各号に掲げる装置の検査の業務組織及び実施要領を記載した書面

六 完成検査終了証の発行要領を記載した書面

七 点検整備方式(自動車点検基準(昭和二十六年運輸省令第七十号)第七条の技術上の情報を含む。第五条の二において同じ。)を記載した書面

八 前条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し

九 第四条の二第一号の規定に該当して指定を受けた自動車(以下

「指定自動車」という。)の型式についての指定の効力が停止され、共通構造部型式指定規則(平成二十八年国土交通省令第十五号)第十一条第一号の規定に該当して指定特定共通構造部の型式についての指定の効力が停止され又は装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)第十一条の規定により指定特定装置の型式についての指定の効力が停止され、当該処分の日以後初めて指定の申請をする者にあつては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面

3・4 (略)

第三条の二 前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定自動車の製作者等(以下「指定製作者等」という。)は、当該指定自動車の型式と重要でない部分のみが異なる型式(以下「同一と認められる型式」という。)について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第一号様式の二による申請書及び当該指定自動車の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもち、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る自動車の機構への提示並びに同条第二項に規定する書

けた装置については、当該指定を受けたことを証する書面)

四 完成検査の業務組織及び実施要領並びに自動車検査用機械器具の管理要領を記載した書面

五 法第四十一条各号に掲げる装置の検査の業務組織及び実施要領を記載した書面

六 完成検査終了証の発行要領を記載した書面

七 点検整備方式(自動車点検基準(昭和二十六年運輸省令第七十号)第七条の技術上の情報を含む。第五条の二において同じ。)を記載した書面

八 前条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し

(新設)

3・4 (略)

第三条の二 前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定を受けた自動車(以下「指定自動車」という。)の製作者等(以下「指定製作者等」という。)は、当該指定自動車の型式と重要でない部分のみが異なる型式(以下「同一と認められる型式」という。)について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第一号様式の二による申請書及び当該指定自動車の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもち、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る自動車の機

面（同項第九号に掲げる書面を除く。）の添付に代えることができる。

2 機構は、指定製作者等に対し、前項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、当該申請に係る自動車の提示を求めることができる。

（指定の効力の停止）

第四条の二 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期間を定めて指定自動車の型式についての指定の効力を停止することができる。この場合において、国土交通大臣は、停止の日までに製作された指定自動車について停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。

一 申請者が第十二条の規定に違反したとき。

二 共通構造部型式指定規則第十一条の規定により指定自動車の指定特定共通構造部の型式についての指定の効力が停止されたとき。

三 装置型式指定規則第十一条の規定により指定自動車の指定特定装置の型式についての指定の効力が停止されたとき。

構への提示並びに同条第二項に規定する書面の添付に代えることができる。

2 機構は、指定製作者等に対し、前項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、当該申請に係る自動車の提示を求めることができる。

（指定の効力の停止）

第四条の二 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期間を定めて指定自動車の型式についての指定の効力を停止することができる。この場合において、国土交通大臣は、停止の日までに製作された指定自動車について停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。

一 申請者が第十二条の規定に違反したとき。

二 共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）第十一条の規定により指定自動車の指定特定共通構造部の型式についての指定の効力が停止されたとき。

三 装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十一条の規定により指定自動車の指定特定装置の型式についての指定の効力が停止されたとき。

改正後	改正前
<p>第四条 指定を申請する者（以下「申請者」という。）は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書（第一号様式）を、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に対し、その写しを提出し、かつ、申請に係る特定装置を機構に提示しなければならぬ。</p> <p>一 特定装置の種類</p> <p>二 特定装置の名称及び型式</p> <p>三 申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p>四 主たる製作工場の名称及び所在地</p> <p>2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあっては、第四号、第七号及び第八号を除く。）を添付しなければならない。</p> <p>一 申請に係る特定装置の構造及び性能を記載した書面</p> <p>二 申請に係る特定装置の外観図</p> <p>三 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定（申請に係る特定装置が対象となる部分に限る。）に適合することを証する書面</p> <p>四 品質管理に係る業務組織及び品質管理の実施要領を記載した書面（申請者が国際標準化機構第九〇〇一号の規格により登録されている場合（申請に係る特定装置に関し、前項第四号の主たる製作工場について登録されている場合に限る。）にあっては、登録されていることを証する書面）</p> <p>五 特定装置を取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲を限定する場合にあつては、当該特定装置を取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲</p>	<p>第四条 指定を申請する者（以下「申請者」という。）は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書（第一号様式）を、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に対し、その写しを提出し、かつ、申請に係る特定装置を機構に提示しなければならぬ。</p> <p>一 特定装置の種類</p> <p>二 特定装置の名称及び型式</p> <p>三 申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p>四 主たる製作工場の名称及び所在地</p> <p>2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあっては、第四号及び第七号を除く。）を添付しなければならない。</p> <p>一 申請に係る特定装置の構造及び性能を記載した書面</p> <p>二 申請に係る特定装置の外観図</p> <p>三 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定（申請に係る特定装置が対象となる部分に限る。）に適合することを証する書面</p> <p>四 品質管理に係る業務組織及び品質管理の実施要領を記載した書面（申請者が国際標準化機構第九〇〇一号の規格により登録されている場合（申請に係る特定装置に関し、前項第四号の主たる製作工場について登録されている場合に限る。）にあっては、登録されていることを証する書面）</p> <p>五 特定装置を取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲を限定する場合にあつては、当該特定装置を取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲</p>

六 製作者等が申請に係る特定装置に法第七十五条の四第一項に規定する表示を付する場合にあっては、表示位置及び表示方式を記載した図面

七 前条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し

八 第十一条の規定により指定を受けた特定装置（以下「指定特定装置」という。）の型式についての指定の効力が停止され、自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第四条の二第一号の規定に該当して指定自動車の型式についての指定の効力が停止され又は共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）第十一条第一号の規定に該当して指定特定共通構造部の型式についての指定の効力が停止され、当該処分の日以後初めて指定の申請をする者にあつては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面

3 国土交通大臣又は機構は、前二項に規定するもののほか、申請者に対し、指定に関し必要があると認めるときは、必要な書面の提出を求めることができる。

第四条の二 前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定特定装置の製作者等（以下「指定製作者等」という。）は、当該指定特定装置の型式と重要でない部分のみが異なる型式について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第一号様式の二による申請書及び当該指定特定装置の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもって、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る特定装置の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面（同項第八号に掲げる書面を除く。）の添付に代えることができる。

2 機構は、指定製作者等に対し、前項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、当該申請に係る特定装置の提示

六 製作者等が申請に係る特定装置に法第七十五条の四第一項に規定する表示を付する場合にあっては、表示位置及び表示方式を記載した図面

七 前条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し

（新設）

3 国土交通大臣又は機構は、前二項に規定するもののほか、申請者に対し、指定に関し必要があると認めるときは、必要な書面の提出を求めることができる。

第四条の二 前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定を受けた特定装置（以下「指定特定装置」という。）の製作者等（以下「指定製作者等」という。）は、当該指定特定装置の型式と重要でない部分のみが異なる型式について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第一号様式の二による申請書及び当該指定特定装置の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもって、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る特定装置の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面の添付に代えることができる。

2 機構は、指定製作者等に対し、前項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、当該申請に係る特定装置の提示

を求めることができる。

を求めることができる。

改正後	改正前
<p>第三条 指定を申請する者（以下「申請者」という。）は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書（第一号様式）を、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に対し、その写しを提出し、かつ、申請に係る特定共通構造部を機構に提示しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 特定共通構造部の名称及び型式</li> <li>二 車台の名称及び型式</li> <li>三 車体の名称及び型式</li> <li>四 申請者の氏名又は名称及び住所</li> <li>五 主たる製作工場の名称及び所在地</li> </ol> <p>2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、<u>第四号、第六号及び第七号を除く。</u>）を添付しなければならない。</p> <p>面</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 申請に係る特定共通構造部の構造、装置及び性能を記載した書面</li> <li>二 申請に係る特定共通構造部の外観図</li> <li>三 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定（申請に係る特定共通構造部が対象となる部分に限る。）に適合することを証する書面（法第七十五条の三第一項の指定を受けた装置については、当該指定を受けたことを証する書面）</li> <li>四 品質管理に係る業務組織及び品質管理の実施要領を記載した書面（申請者が国際標準化機構第九〇〇一号の規格により登録されている場合（申請に係る特定共通構造部に関し、前項第五号の主たる製作工場について登録されている場合に限る。）にあつては、登録されていることを証する書面）</li> </ol>	<p>第三条 指定を申請する者（以下「申請者」という。）は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書（第一号様式）を、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に対し、その写しを提出し、かつ、申請に係る特定共通構造部を機構に提示しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 特定共通構造部の名称及び型式</li> <li>二 車台の名称及び型式</li> <li>三 車体の名称及び型式</li> <li>四 申請者の氏名又は名称及び住所</li> <li>五 主たる製作工場の名称及び所在地</li> </ol> <p>2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、<u>第四号及び第六号を除く。</u>）を添付しなければならない。</p> <p>面</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 申請に係る特定共通構造部の構造、装置及び性能を記載した書面</li> <li>二 申請に係る特定共通構造部の外観図</li> <li>三 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定（申請に係る特定共通構造部が対象となる部分に限る。）に適合することを証する書面（法第七十五条の三第一項の指定を受けた装置については、当該指定を受けたことを証する書面）</li> <li>四 品質管理に係る業務組織及び品質管理の実施要領を記載した書面（申請者が国際標準化機構第九〇〇一号の規格により登録されている場合（申請に係る特定共通構造部に関し、前項第五号の主たる製作工場について登録されている場合に限る。）にあつては、登録されていることを証する書面）</li> </ol>



五 製作者等が申請に係る特定共通構造部に法第七十五条の四第一項に規定する表示を付する場合にあつては、表示位置及び表示方式を記載した図面

六 前条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し

七 第十一条第一号の規定に該当して指定を受けた特定共通構造部（以下「指定特定共通構造部」という。）の型式についての指定の効力が停止され、自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第四条の二第一号の規定に該当して指定自動車の型式についての指定の効力が停止され又は装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十一条の規定により指定特定装置の型式についての指定の効力が停止され、当該処分の日以後初めて指定の申請をする者にあつては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面

3 国土交通大臣又は機構は、前二項に規定するもののほか、申請者に対し、指定に関し必要があると認めるときは、必要な書面の提出を求めることができる。

第四条 前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定特定共通構造部の製作者等（以下「指定製作者等」という。）は、当該指定特定共通構造部の型式と重要でない部分のみが異なる型式（以下「同一と認められる型式」という。）について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第二号様式による申請書及び当該指定特定共通構造部の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもって、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る特定共通構造部の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面（同項第七号に掲げる書面を除く。）の添付に代えることができる。

2 機構は、指定製作者等に対し、前項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、当該申請に係る特定共通構造部

五 製作者等が申請に係る特定共通構造部に法第七十五条の四第一項に規定する表示を付する場合にあつては、表示位置及び表示方式を記載した図面

六 前条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し

（新設）

3 国土交通大臣又は機構は、前二項に規定するもののほか、申請者に対し、指定に関し必要があると認めるときは、必要な書面の提出を求めることができる。

第四条 前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定を受けた特定共通構造部（以下「指定特定共通構造部」という。）の製作者等（以下「指定製作者等」という。）は、当該指定特定共通構造部の型式と重要でない部分のみが異なる型式（以下「同一と認められる型式」という。）について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第二号様式による申請書及び当該指定特定共通構造部の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもって、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る特定共通構造部の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面の添付に代えることができる。

2 機構は、指定製作者等に対し、前項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、当該申請に係る特定共通構造部

の提示を求めることができる。

(指定の効力の停止)

第十一条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期間を定めて指定特定共通構造部の型式についての指定の効力を停止することができる。この場合において、国土交通大臣は、停止の日までに製作された指定特定共通構造部について停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。

- 一 申請者が第十四条の規定に違反したとき。
- 二 装置型式指定規則第十一条の規定により指定特定共通構造部の指定特定装置の型式についての指定の効力が停止されたとき。

の提示を求めることができる。

(指定の効力の停止)

第十一条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期間を定めて指定特定共通構造部の型式についての指定の効力を停止することができる。この場合において、国土交通大臣は、停止の日までに製作された指定特定共通構造部について停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。

- 一 申請者が第十四条の規定に違反したとき。
- 二 装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)第十一条の規定により指定特定共通構造部の指定特定装置の型式についての指定の効力が停止されたとき。